

# 交渉等情報（1）

平成25年 6 月13日

各所属長 様

行政管理課長

## 給与の減額交渉の結果等について

平成25年 6 月 6 日（木）、10日（月）及び12日（水）に、高知県職員労働組合（以下「県職労」という。）と給与の減額に関する総務部長交渉、副知事交渉及び知事との話し合いを行いました。妥結に至らず終結しました。その結果を下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 第1 交渉結果

職員の給与の減額については、地方交付税の減額による本県の財政運営への影響等を踏まえ、財政の安定を確保し、南海トラフ地震対策を推進していくため、次の内容で、6月議会に条例議案を提案する。

##### 1 職員の給与の減額

###### （1）減額の対象職員及び減額率

臨時的任用職員及び非常勤職員並びに県立療育福祉センターに勤務する医師を除く全職員

ア 1種区分又は2種区分の管理職手当が適用される職員 8.57%

イ 期末・勤勉手当に係る役職段階別加算が適用される職員  
（アに掲げる職員を除く） 6.57%

ウ 期末・勤勉手当に係る役職段階別加算がない職員 3.57%

※① 公社等への派遣職員で、給与が派遣先で支給されている場合は、派遣協定に基づき、公社等において給与を減額。

※② 非常勤の行政委員会の委員等の報酬についても8.57%減額。

###### （2）減額する給与の種類

給料及び管理職手当

※ 職員が勤務しないことにより給与を減額する場合における勤務しない1時間当たりの額については、減額後の給料月額を算出の基礎とする。

###### （3）減額期間

平成25年 7 月 1 日から平成26年 3 月31日までの9ヶ月間

###### （4）給与の減額に関する特例条例の制定

平成25年 6 月議会へ提案

## 2 その他

- ・高知県職員等こころざし特例基金条例の制定
- ・一般財団法人高知県職員互助会において、緊急生活資金貸付事業の創設を検討する。
- ・公社等は、今回の県職員の給与の減額の趣旨、各団体の経営状況、県職員が派遣されている団体にあっては派遣職員と当該団体職員との給与水準の差などを考慮のうえ、今回の措置についての対応は自主的な判断を。

## 第2 交渉における総務部長、副知事及び知事の主な回答等

### ●提示に至った理由

- ・国家公務員においては、国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、平成24年4月から2年間、年収ベースで平均7.8パーセントの給与カットを実施している。
- ・こうした国家公務員の措置を念頭に、国からは、平成25年1月24日、地方において喫緊の課題となっている防災・減災事業の加速化や一層の地域経済の活性化に迅速に対応するためにも、平成25年度における地方公務員の給与について、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請するとの閣議決定が行われた。これを前提とした地方交付税法も改正がされており、本県への影響額は約49億円と推計している。
- ・全国知事会としては今回の措置は反対であるが、今回の措置が東日本大震災を受け、国・地方をあげて「日本の再生」に取り組む中で平成25年度に限って臨時異例に、国家公務員の給与減額措置に準じた必要な措置を緊急に要請しているものであること。また、地方公務員給与の今後の在り方については、国と地方とで検討する場を設け、地方の意見を聞きながら検討することについて、総務大臣と確認を行った。
- ・本年度の当初予算はかろうじて編成できているが、交付税削減による本県財政への影響と本県にとって喫緊の課題である南海トラフ地震対策等の今後の財政需要を考慮した結果、職員給与の減額措置を行うことはやむを得ないとの結論に至った。

### ●職員への配慮

- ・今回の職員の給与減額の提案は、職員の努力に少しでも応えるために、どこまで職員の負担を軽減できるか、ギリギリまで検討を行ったうえで提案したもの。
- ・具体的には、国からは、給料月額減額については、平成24年度のラスパイレース指数（本県：106.9）を100にするよう要請されている中、本県は、少しでも減額率を低く抑えるため、他県の多くが24年度のラスパイレース指数を基準に検討しているところ、平成25年度のラスパイレース指数（本県：106.67）を推計して、このことによる差の0.23%を活用した上で、国のカット率よりも一律1.2%緩和することとした。
- ・また、提案後、部長交渉などで職員の思いや意見を聞き、これまで国に先んじて取り組んできた人員削減や給与カットといった行財政改革の努力、課題解決先進県を目指して一丸となって職務に励んでいる職員の頑張り、他県の状況などを考慮し、職員の負担を軽減するために、さらに何かできないか考えたうえで、期末・勤勉手当と時間外勤務手当等の給料月額に連動する手当まで減額しないと判断した。ご理解を。

●特別職等の減額率

- ・ 職員の給与減額措置に合わせて、特別職等の給料月額減額率を、知事は現行20%を30%に、副知事は現行7%を15%、教育長及び常勤監査委員は現行5%を10%に、それぞれ引き上げることとした。減額期間については、一般の職員と同じ。

●ラスパイレース指数による比較

- ・ 国家公務員と地方公務員の給与水準の比較に当たっては、国と地方の給与水準を比較する指標として広く一般的に定着していることから、ラスパイレース指数により比較を行うことが現時点で妥当であると考えられているもの。
- ・ 今後、全国知事会としても、国と地方の人件費の水準をより公正に比較する方法について国と議論を深めていくと聞いている。

●県内の経済に与える影響

- ・ 今回の給与減額措置については、減額するだけでなく、減額した財源により、南海トラフ地震対策の事業に充てることとしている。
- ・ 給与減額による県内経済への波及効果と給与減額で生じた財源を事業化することによる県内経済へのプラスの波及効果を比較すると、事業の実施年度は複数年度に亘るものであるが、県内経済へのプラスの波及効果が大きいと試算している。

●来年度給与カットを避けるための取組

- ・ これまでの国をはるかに上回る本県の行財政改革の努力を適切に評価することなく、地方交付税を手段として国が地方公務員の給与減額を事実上強制してきたことは極めて遺憾である。二度とこのようなことがないよう国に強く求めていきたい。

●7月1日施行にこだわる理由

- ・ 今回の措置は国の中において、当初2カ年の完全実施という声がある中、25年度限りの措置とし、また、平成25年1月24日の閣議決定において、「速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する」とされている中、地方自治体における交渉期間等を考慮に入れ、最終、総務大臣の判断として、この7月からの実施が要請されていることや、平成25年度の地方交付税は、地方公務員の給与が7月から国家公務員に準じて減額することを前提に算定され、前年度より大幅に削減されている。
- ・ 職員団体との交渉が終了している道府県は、すべて7月からの実施となっているところ。

●県職労提案事項

①主幹から課長まで同じ減額率に対する認識。主幹を緩和すること

- ・ 今回の本県における給与減額措置は、既に給与減額措置を実施している国家公務員と同じ水準にしようとするものであることから、減額区分も基本的には国家公務員の給与減額措置と同様のものとなるもの。
- ・ 課長級の職員の給料月額減額率は3級の職員と同じであるが、課長級の職員については、管理職手当を10%減額することとしている。

②技能職給料表3級適用者に下位区分の減額率を適用すること

- ・本県においては、技能職給料表適用者で3級の職員については、減額率は6.57%としているが、国家公務員の行政職俸給表（二）適用者のうち3級の職員の減額率は、4.77%となっている。
- ・国家公務員は、役職段階別加算の支給の有無により中位下位の減額率が区分されており、本県においては、技能職給料表適用者で3級の職員に役職段階別加算5%が支給されていることから、中位の減額率を適用する。

③技能職の行（二）給料表切替時における現給保障の額について、減額対象としないこと

- ・技能職の行（二）切替時における現給保障の額については、給料月額と同様のものと考えており、減額対象と考えている。

④再任用職員について、給与が少ないため対象から外すこと。

- ・国においても給与の減額対象としており、本県においても対象とするもの。

●人事委員会勧告の取扱いについて

- ・人事委員会勧告を尊重するという基本姿勢に変わりはない。勧告が出ていない今の時点で仮定の話はできない。
- ・人事院が昨年、特例減額に言及したうえで報告した取扱いは承知している。
- ・これ以上厳しくならない方向で検討したいが、具体的なことは勧告が出てから最終判断したい。

●知事から職員団体へ

- ・職員には県勢浮揚に向けて本当に頑張ってもらっている。そうした中で給与減額をお願いせざるを得なくなったことは本当に心苦しい思いであり申し訳ない。
- ・今回の国の要請の背景である、防災・減災を進めたいというその思いは理解できるものあり、本県のようにその負担が大きい団体からすると協力が必要ではないかと思っている。
- ・他県では実施していないが、減額分について用途を明らかにするための基金を創設し、子どもたちの安全・安心を守るために使うということを明確に示したい。
- ・これまでの国をはるかに上回る本県の行財政改革の努力を適切に評価することなく、地方交付税を手段として国が地方公務員の給与減額を事実上強制してきたことは極めて遺憾であり、二度とこのようなことがないよう国に強く求めていきたい。